

## (2) 同時多発テロ以後の、国家安全保障のための施策に関する記述

この項では検討箇所②の内容を中心に提示し、各教科書の特徴を把握する。まず中学校向けの教科書では、今回検討した2点が対照的な記述を展開していた。Boyerの『American Nation』(2005)では、「国内の安全保障」の見出しのもとに国土安全保障局の設立から愛国者法の制定までが説明され、同法の内容は以下のように説明されている。

合衆国司法長官のジョン・アッシュクロフトを含む政治指導者たちは、テロリズムと戦うためにより拡大された法律執行の権限を要求した。これらの要求は2001年10月の愛国者法の条文に帰結した。この法律は、司法長官が国家安全保障にとっての脅威であると決定した非合衆国市民を、審理なしに無制限に拘禁することを規定したものである。また、政府による盗聴の権限を拡大し、司法長官が国家の安全を守るために安全保障の必要と認めた場合には、住居の探索をその所有者への通告なしに許可するものである。(2005: 1096)

この記述に続けて、Boyerの『American Nation』は「愛国者法は、国内の安全性を高めつつ、いかにしてアメリカ人の市民的自由を守るのが最善か、をめぐる議論を引き起こした」(2005: 1096)という反論の存在を提示する。さらに、愛国者法に言及した別の箇所では、「司法省は合衆国内に暮らす主に中東出身者の者千人以上を拘留し、取調べた。逮捕された人びとの中にホセ・パディラがいた。パディラは自分の家族や弁護士にも接触できないまま、19ヶ月間拘束され、2003年の終わりに連邦裁判所が釈放されるか裁判にかけられるべきであると命じた。／アメリカ人は国家安全保障の緊急性を理解したが、彼らはまた法による統治や市民的自由も重視した。議論は、いかにして市民の憲法上の権利を遵守しつつアメリカを安全にするかへと進展した」(2005: 1103)と状況を詳述した。

愛国者法への反論は、市民的自由の重視と実際の市民の被害を根拠として提示されるのである。

それに対し Davidsonの『The American Nation』(2005)は、「ほとんどのアメリカ人はその法律を支持したが、それがプライバシーや言論の自由の権利を侵害することを懸念する者もいた」(2005: 886)と、愛国者法への批判の存在を簡潔に示唆するに留めている。この施策の被害者についての言及がこの後になされることもない。この教科書はまた、「9月11日のテロリストたちの攻撃は、1941年の日本の真珠湾攻撃よりも多くの生命を奪った」(2005: 886)という形で真珠湾と9.11を直接に類比した唯一の教科書でもある。

しかしながらこの教科書ではむしろ、次の箇所から理解できるように、社会の多様性を維持するための連帯に記述の比重を置いているといえる。

日系アメリカ人が抑留された第二次世界大戦の時とは異なり、寛容の精神が行き渡っていた。ジョージ・W・ブッシュ大統領やその他のリーダーたちは、無実のアラブ系アメリカ人たちに仕返しすることを戒めた。ムスリムも含めたあらゆる信仰の宗教指導者たちは、ワシントンDCの全国的な追悼式典で肩を並べた。(2005: 886)

日系アメリカ人とアラブ系アメリカ人の処遇がここで並置されることになるのだが、ここではむしろ両者の相違が明示されている。日系人の強制収容を招いた社会状況が「寛容の精神が行き渡って」いなかったものであることが前提され、現在をそれに対置できるものとして描く。現実に生じたムスリム／アラブ系へのヘイトクライムを伝達していない点では瑕疵を指摘され得る内容であるが、中学生向けの記述としてはこれもまた、多元的な社会を支える市民的連帯の重要性を伝えるものである。

高校向けの教科書においても、愛国者法の被害者に関する記述の有無によって、同法に対する批判の提示の仕方に差異が見出せる。同法に

よる被害を取り立てて記述していないのが『American Odyssey』(2004)と『A History of the United States』(2005)であるが、前者の該当箇所を示すと以下ようになる。

民主党支持者たちはそのような制限に反対したが、2002年11月の中間選挙における共和党の勝利の後には、内閣レベルの国土安全保障省を設立する法案を速やかに可決した。／アメリカ人はまた、攻撃に対して防衛するためにはどの程度まで憲法上の権利が制限されるべきかについて議論した。この問題は2001年10月に反テロリズム法が可決されたときに最初に浮かび上がった。この法律は秘密の調査を許すものであり、容疑者を盗聴したりインターネットの通信を追跡したり留守番電話を差し押さえたりすることを容易にするものであった。(2004: 933)

国土安全保障省や愛国者法の内容が説明され、「民主党支持者たち」による反対や「憲法上の権利」に基づく反論が提示される。極めて簡潔な説明であり、以下に愛国者法による被害についての記述が続くことはない。

対して『The American Pageant』(2006)と『The Americans』(2005)は国家安全保障策への反論の根拠を詳述している。前者では「司法省はそれまでの間に、何百人もの移民たちを一斉検挙し、彼らを人身保護(公開の法定での公式の告訴)もなしに拘束した」(2006: 1003)と、移民が標的にされたことを明確にしたうえで、国家安全保障と市民的自由のジレンマについて考えさせる以下のような記述が続いていく。

世論調査は、テロリストの脅威が市民的自由を守ってきたアメリカの尊い伝統を抜本的に侵害することを完全に根拠づけるものなのかどうかを巡って、アメリカ人がはっきりと割れていることを示していた。／最悪のテロリズムは合衆国に未曾有の変化をもたらした。あの残忍な9月の朝

の出来事はアメリカの愛国心を生き返らせたが、それはまたアメリカの歴史における長い1章を劇的な頂点へと導いた。近代の人間にとっては極めて稀なことに、アメリカ人はほぼ2世紀の間、自らの本土への外国からの攻撃を免れていた。この例外的なまでの事実上無料の国家安全保障は、アメリカ社会の独特の特徴である開放性と個人の自由の価値を補強してきた。今、アメリカの安全性とアメリカの自由は同様に、危険なまでに危うくされている。(2006: 1003-1004)

高校上級から大学教養向けの4点の教科書においても、ムスリム／アラブ系アメリカ人の被害が言及され、それを根拠に市民的自由の重要性が示唆されるという構成がなされている。そこに真珠湾攻撃やその時期の日系アメリカ人の処遇との類比はない。たとえば『Nation of Nations』(2005)の記述は以下のようなものである。

司法省はテロリストの関係を疑われる何百人もの在留外国人——そのほとんどはムスリムやアラブ人であった——を拘留した。11月5日までに1000人以上が留置され、その日以降、司法省はさらにどのくらいの数が拘留されているのか、また拘留者の名前や留置されている場所さえも明らかにしなくなった。2003年5月までには5000人ほどの外国人が拘束されたと見積もられ、何らかのテロリストの活動で起訴されているのはそのうちの4名だけであった。さらにそのうちの2名は無罪放免されている。批判者たちは、これらの拘束が愛国者法の広範な権限と同様に、アメリカ人の憲法上の権利および外国人の自然権を脅かしていると追及した。(2005: 1146-1147)

2001年9月11日の同時多発テロとその被害を詳述した後、一連の国家安全保障策の具体化の説明に移るが、それに対しては批判の存在を対置させるのが、2000年代のアメリカ歴史教科